

<史料紹介> 森本確也宛尾崎行雄書簡紹介

渡辺, 穰 / WATANABE, Yutaka

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

68

(開始ページ / Start Page)

55

(終了ページ / End Page)

77

(発行年 / Year)

2007-09-30

〈史料紹介〉

森本確也宛尾崎行雄書簡紹介

解説

森本確也は、三重県志摩郡鵜方村（現、志摩市阿見町鵜方）出身で、文久二年に生まれ、三重県会議員・同常置委員などを経て、三重県農工銀行頭取を長く務めた。志摩郡有数の大地主だったことも合わせて、昭和二年に没するまで三重の政財界へ影響を与えた人物である。その森本は、明治期の第三、六、八回選挙に当選した衆議院議員であり、さらには尾崎行雄と親交が深かった。

「憲政の神様」とも称された尾崎行雄は、明治二三年の第一回選挙から、戦後に行われた昭和二七年の第二五回選挙まで連続当選を果たし、峯堂会による理想選挙を行った

渡辺 穰

ことでも知られている。尾崎の選挙に関しては、例えば「尾崎行雄の選挙 世界に誇れる峯堂選挙を支えた人々」などの著作があり、重厚な研究分野である。ただし、峯堂会が成立する以前の、明治期における選挙を対象とするならば、解明が遅れているといっても過言ではない。実際に「尾崎行雄全集」「人物叢書 尾崎行雄」などでも、明治期の選挙に関しては昔話風な回顧談に止ま⁽¹⁾っており、支援者や支援組織といった選挙区での具体的な様相が確認できない。今回の紹介では、明治期の尾崎と深い親交があり、同一政党所属議員・同一選挙区であった森本の文書を翻刻することにより、「明治期における尾崎行雄の選挙・選挙区対策・政治活動」研究の一助としたい。

国会図書館憲政資料室所蔵森本確也関係文書には、No.57

までの資料がある。そのうち、No.49は尾崎行雄政紀綱領と演説筆記、No.50は電文綴、No.51は名刺その他の雑資料であるため取り上げなかった。また、No.52・53は浜田国松書簡、No.54・57は山崎延吉書簡⁽²⁾であるが、今回の紹介では割愛した。すなわち、No.1・48の森本確也宛尾崎行雄書簡に限定している。これらNo.1・48に関して、No.47・48は森本確也宛ではないものの、間接的に森本へも宛てているような内容であるため、森本確也宛に準ずるものとして扱った。No.10は、厳密に言えば大隈重信からの書簡であるが、便宜上、紹介に含めた。

四八通に上る森本確也宛尾崎行雄書簡であるが、その内容は国政に関することが多く、総選挙を迎えると選挙関係の記載が飛躍的に増えるという特性がある。おおむね時期順に区別するならば、①明治二六年以前、②明治二七・二八年、③明治二九・三三年、④好友会に関する書簡、⑤明治三三・三五年、⑥明治三六年以降、と分類することができるとする。

① 明治二六年以前

初期議会期であり、明治二三年に第一回選挙が、明治二五年には選挙干渉で有名な第二回選挙が、それぞれ行われた。書簡はNo.1・20が該当し、No.25・29も、この時期のもの

のと推測される。ただし、第一回選挙を含む明治二三年以前の書簡は存在せず、第二回選挙の様相も記されていない。「選挙区の有力支援者」である森本に対し、支援への礼を兼ねて、合わせて国政の近況を報告するような書簡が多い。

なお、尾崎の選挙区は三重第五区であり、度会・志摩・南北牟婁の四郡を範囲とした。小選挙区制ではあるが、この三重第五区は「二人区」となっている。尾崎は、幼少期を度会郡城田村大字川端（現、伊勢市川端町）で過ごし、その地に父・行正も隠居していた。尾崎が立脚地として三重第五区を選んだ理由であり、度会郡が選挙地盤となる所以でもある。

② 明治二七・二八年

日清戦争前後であり、明治二七年三月に第三回選挙が、同年九月に第四回選挙が、それぞれ行われた。書簡はNo.3・4・21・22・24・35が該当し、No.32・43・44・48も、この時期のものとして推測される。尾崎は改進黨に属していたが、第三回選挙から自由党との相克が激化した。その余波で、森本も改進黨への入党と選挙出馬を求められ、当選を果たした。尾崎にとっての森本は、「選挙区での有力支援者」から「郷党の同志議員」へと地位を上昇させたことに

なる。書簡の内容は選挙対策が多く、第三回選挙では「二人区改進黨ダブル当選」という好調さを示し、直後には県会議員選挙にまで党勢拡張の手を拡げている様相が窺える。選挙後は、日清戦争に関する尾崎の考えも吐露されているが、「郷党の同志議員」となった森本に対して、以前の書簡よりも内容が精緻になっている観がある。なお、第四回選挙に関する書簡は確認できなかった。

③ 明治二九〇三三年

明治二九年三月に改進黨は進歩党へと發展的解消を遂げ、明治三十一年三月には進歩党として臨む第五回選挙が行われた。進歩党は同年六月に自由党と合同して憲政党となり、初めて政党主体の隈板内閣が成立した。八月には、第六回選挙が実施された。しかし、党内不一致により四ヶ月で内閣が瓦解し、旧進歩党派は憲政党から締め出され、憲政本党を結成した。書簡はNo.5〜10・33・41・42・45が該当し、No.26・31・36・37・40も、この時期のものと同推測される。No.5〜8は、明治二九・三〇年の進歩党での様相を記している。それ以外の大部は、第五回選挙に関するものが多い。尾崎と森本は実質的に進歩党三重県支部の役割を果たしており、自身の立脚する第五区のみならず、県内全域での進歩党勢力拡張を画策している。特に、大石正巳の

「第四区婿入り」を積極的に支援する状態が読み取れる。大石は第五回選挙に落選するが、第六回選挙では当選を果たした。なお、憲政党合同・瓦解・憲政本党という過程の内情や、憲政党として臨んだ第六回選挙の様相が気になるものの、該当する書簡は見受けられなかった。

④ 好友会に関する書簡

年代推定困難ではあるが、No.47は「第一部・第二部好友会」に宛てられた書簡である。好友会とは、尾崎の地盤である度会郡や、その首邑である宇治山田町を中心とした、改進黨系（後に進歩党、憲政本党）の尾崎支援組織である。第一部が宇治山田町、第二部が宇治山田を除く度会郡の支援者で構成されていたと想像される。冨堂会は著名であるものの、好友会に関しては先行研究はおろか「尾崎行雄全集」などにも記載されない。No.9・26・29・32は、森本との連記で白井清栄門宛となっているが、この白井清栄門が実質的な好友会の領袖であった。志摩郡に居住する森本は、好友会の客員顧問格だったとも言えるだろう。また、No.24には、宛者が森本・白井を含めて八名も記載されているが、これが好友会の枢要構成員と考えられ、その氏名・職業は、白井（三重銀行頭取）・山羽九郎兵衛（三重銀行取締役）・森本（三重銀行取締役）・辻村彌八（三重銀

行の傘下にあつた度会商工銀行頭取）・伊藤丈吉（教育職）・尾崎一兵「呉峰」（弁護士）・船越楯五（弁護士）・浅沼直（弁護士）¹⁾となる。森本を除いた全員が宇治山田町在住で、職業も三重銀行関係の実業家と弁護士などに分けられる。明治期の尾崎は、このような第一部好友会枢要グループに選挙を支えられたと言える。

⑤ 明治三三～三五年

明治三三年八月に、尾崎は憲政本党を離脱して政友会に入った。森本も尾崎に追従して政友会へと党籍を移す。そして明治三五年八月に行われた第七回選挙は、尾崎にとつて政友会所属として初めて臨む選挙となった。書簡はNo.11～19・23・38が該当し、No.27・28・30・34・39・46も、この時期のものとして推測される。No.11・12は政友会移籍直後のものであるが、森本の政友会加盟の処置などといった記載はあるものの、政友会へ入つた理由の一端などは書かれていない。残る書簡の大部は、明治三四年末から明治三五年八月までに集中しており、第七回選挙に関する内容が多い。出馬の意志を持つ森本に対して、当初は事態打開を婉曲に回避し、やがて問題が大きくなると慌てて慰撫に廻るといふ、尾崎の姿勢が確認できる。なお、森本は選挙直前に至り出馬を辞退するものの、尾崎との間で遺恨が残つた

ことは想像に難くない。

⑥ 明治三六年以降

No.2のみ存在するが、内容は後述する。明治三六年の第八回選挙で、森本は政友会を離れて単独で出馬・当選し、尾崎と袂を分かつ。第九回選挙からは出馬せず、中央政界より身を引いた。以後、尾崎とは短期間・希薄ながらも「選挙区の有力支援者」となつた時期もあつたと推測されるが、もっぱら浜田国松の支援に廻つたと考えられる。No.52・53は浜田国松書簡であるが、今回の紹介では省略した。

この森本確也宛尾崎行雄書簡を通じて、尾崎による政治思想の核心にまで言及することは難しいかもしれないが、その政治手法の概要に触れることは可能であろう。例えば、改進黨期・進歩党期・初期政友会それぞれにおいて、党勢拡張を第一義として奔走する姿が確認できる。たしかに尾崎は熱心な政党論者ではあるものの、所属政党よりも自分の思想信条を優先させる傾向にあり、場合によっては不偏不党の立場へ廻ることすらあつた。そのような尾崎も、明治期においては党勢拡張優先、特に改進黨期・進歩党期では対抗政党（主として自由党）への無分別な敵意を

露骨に現している。

また、「明治期における尾崎選挙」とは、森本と白井清栄門（好友会）に依拠する選挙であった。ただし、後に第一部好友会枢要グループは凋落し、尾崎は宇治山田町という中核地盤を浜田国松へ明け渡すことになる。そのような宇治山田の地盤を少数派に転落しながらも固守したのが、初代罇堂会長の吉沢重郎であった。伊勢市尾崎罇堂記念館所蔵の「吉沢重郎宛尾崎行雄書簡」は、罇堂会に関する内容を主とするが、最も古い書簡は明治四五年である。この明治四五年書簡が、No.2と酷似している⁽⁵⁾。仮に、明治四五年吉沢宛書簡とNo.2が同時期のものだったとして、この二つを比較するならば、それは完全に没落した好友会と、新たな組織の罇堂会、すなわち好友会から罇堂会への推移を象徴していると言えよう。

註

(1) 例えば、尾崎行雄『尾崎行雄全集 第十卷』（平凡社、昭和二年）には、自叙伝と回顧録を掲載しているが、明治期の選挙に限定すれば精緻を欠く。伊佐秀雄「人物叢書 尾崎行雄」（吉川弘文館、昭和三五年）や阪上順夫「尾崎行雄の選挙 世界に誇れる罇堂選挙を支えた人々」（和泉

書院、平成一二年）などは、その部分を踏襲したと思われる。

(2) 山崎延吉は愛知県碧海郡安城町（現、安城市）に在住する農政家であるが、森本との関係は不明である。書簡の内容は、森本の次男への婚姻問題が中心となるため、紹介から割愛した。

(3) 文久三年に生まれ、宇治山田町会議員・宇治山田町長・県会議員・同参事会員を歴任した。また、三重銀行頭取や参宮鉄道会社社長代理を務めるなど、事業家としての面も持つ。歌舞伎「伊勢音頭恋寝刃」で登場する伊勢古市妓楼「油屋」の第一〇代当主（十代目清石衛門）であったが、旅館へ転業し、その際に「清栄門」と改名した。昭和七年に没する。この経歴は、中村英彦原著／川端義夫校訂『度会人物誌』（古川書店、昭和五〇年）八一・一四二頁に補足を加えた。『尾崎行雄全集 第十卷』回顧録四九八頁に「私の参謀長は宿屋の主人だったが」とあることや、「伊勢新聞」の好友会に関する記事を考慮すれば、白井が好友会の領袖であったことは間違いない。

(4) 白井と森本を除く六名は、「伊勢新聞」の好友会に関する記事から氏名を判断し、銀行関係者は「伊勢新聞」の広告から、その他の人物は服部英雄『三重県紳士録』（三重県紳士録編纂会、大正四年）・中村英彦原著川端義夫校訂『度会人物誌』（古川書店、昭和五〇年）・三谷敏一『神都名家集』（三谷敏一、明治三四年）・三宅磯市『勢伊志紀願

見立評判記」(三宅磯市、明治二一年)に依った。なお、尾崎二具は明治三二年に没している。

(5) 双方とも日付が五月二一日であり、内容とも合わせて、紙質や筆跡も似ていた。左に吉沢宛書簡を掲げておく。

尾崎罌堂記念館所蔵「吉沢重郎文書」

No. ⑭ 明治45年5月21日 吉沢重郎宛尾崎行雄書簡

拝啓 先般来は非常の御尽力を辱ふし、以御蔭山田
度会方面は特に好成绩を得候段、感謝の至に御座候。
不取敢御礼申述度一書謹呈仕候。不 尽

五月廿一日

吉沢殿

尾崎

〔凡例〕

書簡番号は、国会図書館憲政資料室所蔵「森本確也文書」と同一である。書簡年月日にある()は、中へ年月日の記載がある場合は推定によるものであり、年代推定が困難なものは空欄とした。宛者と発簡者に関しては、「森本確也宛尾崎行雄書簡」は大部を占めるので、記載を省略した。宛先が森本を含め複数だった場合、森本を含めた宛者を記した(例「森本確也・白井清栄門宛」)。森本が宛先ではなかった場合も、宛者のみを記した(例「松島廉作・森田勇次郎宛」)。尾崎が発簡者であるものの、書簡ではなく葉書・メモだったものは、例えば「尾崎行雄葉書」などと記した。発簡者が尾崎でない場合は、発簡者

のみを記した(No. 10の「大隈重信書簡」)。本文に関しては、原則として、旧漢字は現代のものに、仮名は平仮名に改めた。また、適宜に句読点を付し、段落を設けた。原文表記のままとした場合には、当該表記の右脇に「ママ」と付した。判別困難な場合には、その字数だけ□を置いた。

森本確也宛尾崎行雄書簡

No. 1 明治(25)年5月17日

拝啓 陳者時下益々御清壮奉賀候。

選挙干渉事件に付、大多数を以て不信任投票をなせるがため帝国議會は昨日を以て一週間の停会を命せられ候。内閣は非常の狼狽にて未だ辞職とも解散とも決定する能はず、日夜評議を凝らし居る様子に御座候。東京の政治世界は非常の治乱を生し各地より報を聞て上京するもの少なからず候。何れ近日中に何とか決定可致候へども、兔に角今回の事は立憲制度進歩の一段階と存候。藩閥政府の命脈も日々に短縮致候は、国家のため慶賀すへき次第に御座候。百忙中一々同志諸君へ御通知難仕候間、何卒可然御致声被下度。草々不 尽

五月十七日

尾崎行雄

森本確也様

〔封簡〕表、芝口一丁目聚星館、森本確也様、(異筆で「五月十七日」とあり)。裏、東京府牛込区払方町廿六番地、尾崎行雄(ゴム印)、(消印) 局名・年・月読めず23日。

加養可被下候。別封は粗品に候へ共、御見舞の微までに入貴覽候間、御笑納被下度候。何れ不日拝趨可仕候へ共、不取敢代人差出候。草々不尽

廿三日

行雄

森本老兄

No. 2 明治()年5月21日

拝復 今回は非常の御尽力に預り、御蔭を以て敗勢を一

転して当選の榮を得候段、感謝の外なく候。過日御地方え罷出候節は、久々にて拝晤を得べしと存樂み居候所、遂に其機を失し遺憾に御座候。先は右御礼旁。草々不尽

五月廿一日

行雄

No. 4 明治(28)年11月3日

拝復 豆南の御清遊健羨の至に御座候。

京地は別に異状なけれと政府部内の激流は頗る不穏なり。何れ一と変動は免れざるべし。朝鮮政略は愈々退走と決定致せる様子、慨嘆至極に存候。斯くて征清の大騒動も功果の三分の二を失墜致候。をだて仕事は総て此の如き者乎。人はをだてる者に無之候。又入れ智恵は斯くまで役に立たぬ者歟と驚悟致候。

十一月三日

行雄

No. 3 明治27年6月23日

拝啓 其後參堂得拜晤度存居候所、多忙に紛れて欠礼仕候。然るに先般來流行感冒のため御臥蓐の趣、旅中特に御当惑の儀と御察申上候。今日頃は如何に御座候乎、切角御

森本老兄

行雄

No. 5 明治29年4月1日

拝啓 無事御帰郷の事と存候。和波氏は未だ来訪せず。来訪せば懇談可仕候。進歩党の党報に対する受取証左に拝送致候。乍憚尊大人初め御一同へ宜しく御致声可被下候。

四月一日

行雄

森本老兄

〔封筒〕 表、 国鶴方村、森本確也様、(消印) 武蔵東京

小石川29・4・1、(到着印) 志摩鶴方29・4・3、

(異筆で「明治二九年四月一日」とあり)。裏、封、

東京市小石川区第六天町五十四番地、尾崎行雄(印刷)。

森本兄

〔封筒〕 表、三重県志摩国鶴方村、森本確也様、(消印) 読

めず、(到着印) 志摩鶴方29・11・12、(異筆で「明治二九、一一、一二」とあり)。裏、封、東京市小石川区第六天町五十四番地、尾崎行雄(印刷)。

No. 7 明治30年1月1日 尾崎行雄葉書

(印刷)

恭賀新禧

東京麹町区内幸町進歩党本部にて

明治三十年一月一日 尾崎行雄

森本確也

追啓 昨年中は御無沙汰にのみ打過候段、御海容可被下候。本年も不相変御厚誼に預り度。改年の御喜び旁一書謹呈仕候。

(追書) 「カスレ判別困難」

拝啓 此端書一昨夜より昨夜にかけ近々応じ送成候。尚予備として刷立分二十く残予外にらし人名。

〔葉書表〕 京橋鍛冶橋外中央旅館、森本確也様、小石川第六

No. 6 明治29年11月11日

拝啓 爾後御無音御海容可被下候。政界の近状は少しく面白く相成候と同時に亦我党も多事多難に候赴き、一步誤れば地獄に陥り可申状勢と相成候間、此際至急御上京の上万事に付御尽力相願度候。

十一日

天町、尾崎、(消印) 武蔵東京小石川 29・12・31。

No. 8 明治(30)年(8)月31日

拝復 御申越の一条は雖敢不多少其決心に御座候。政界も少しく動き出し候間、御上京の上党勢拡張に御尽力相願度候。本部人少甚た困却致候。小生夏期の帰京は遂に実行するを得ず遺憾に存候。選挙区の取纏にも申上るまでもなく御尽力被下度候。此際一応御巡回の必要はなき乎。草々不尽

三十一夕

行雄

森本老兄

(追記) 書簡冒頭

拓職は昨日廃止と決定、検査院も不遠可片付と存候(秘密に願候)。

No. 9 明治31年2月8日 森本確也・白井清栄門宛

拝啓 坂本氏復命の結果は如何相成候乎。県下に大石姓の有資格者は無之候乎。同志の有資格者をして大石姓に改姓せしめ、而る後ち其養子となるも一計かと存候。県下各区の候補者御内定の分御一報被下度候。

森本確也宛尾崎行雄書簡紹介(渡辺)

○堀田連太郎氏は千葉県四区に嫁入り出来そうに候。○二区の充美を攻め落すの方計御運らし被下度候。

八夕

行雄

森本老兄

白井老兄

「封筒」表、伊勢国山田古市、白井清栄門様、森本確也様、

(消印) 武蔵東京牛込31・2・12、(到着印) 伊勢山

田31・2・13、(異筆で「二月八日」とあり)。裏、

封、東京牛込大久保余丁町、尾崎行雄(印刷)。

No. 10 明治33年4月()日 大隈重信書簡

拝啓 益々御清穆之段奉拝賀候。

陳者日本勸業銀行重役満期改選の義、来六月举行相成候処、当地に於ては実業界知名の諸氏及大株主諸氏にて前該行鑑定役鑑定課長山本悌二郎氏を理事に推選するに相決し、京阪地方の諸氏とも気脈を通じ、専ら経営画策中に有之。元来同氏は欧米の経済制度に精通せるのみならず、該行制始以来枢要の職に就き尽瘁執掌の勞を執り、経験も亦不少理事として誠に適実恰当の人物と存じ、拙者に於ても同意を表し候間、御多用中甚御面倒には有之候へ共、何卒

同氏を推選候様御地方株主中御知合の向へ夫々御勧誘被成遣候様、不堪希望の至候。

右御依頼迄。得貴意旁如此御座候。匆々不宣

三十三年四月

大隈重信

森本確也殿

〔封筒〕表、三重県志摩郡鵜方村一九五、森本確也殿、(消

印) 日付読めず武蔵東京牛込33・4、(到着印) 伊

勢鵜方33・4・28、(異筆で「明三三、四」とあ

り)。裏、緘、東京早稲田、伯爵大隈重信。

No.11 明治(33)年9月10日

拝復 無事御加養中の由奉賀候。

老兄新政党え加盟の儀は過日武市氏等と同時に取計置候間、左様御承知被下度候。政界異状なし。進党の改革も

愈々無望に相成候由にて、首藤三田村何れも失望して帰県

せり。松島氏は単独脱党に取極候由。

白井氏上京頻に老兄を探し居候へ共、御宿所不明に付帰県致候。第五区の同志者は多分暫く政党以外に中立する事に可相成乎と存候。小生は寧ろ之を勧め置候。小生一昨日表書の地え転居致候。

九月十日

森本兄

十五日の発会式には可成御臨場被下度候。

No.12 明治(33)年(10)月2日

拝復 御帰県中と存候所、案外にも外部の御病患にて依然御滞京の由、方今は快方に向はれ候や否や。切角御撰養是祈候。

県地の方は別段の事もなかるへしと存候。内閣の事は藤侯頼に辞退中の様子なれ共、結局引受るの外なかるべき乎。夫れまでには尚ほ多少の手續あるへしと思はる。右御見舞旁貴答まで。草々不尽

二夕

行雄

森本兄

No.13 明治34年11月21日

拝啓 昨日は切角御来訪の所、不在にて拝顔を得ず遺憾

に御座候。小生明朝仙台え出張廿五日には帰京可致候。其以後は概ね本部に出張致居候間、幸に御過訪被下度候。県

地の模様も承りたく存候。

十一月廿一日

森本様

行雄

〔封筒〕 表、下谷区谷中清水町一番地、森本確也様、(消印)
武蔵品川 34・11・21、(異筆で「三四、一一、一一」
とあり)。裏、封、東京北品川東海寺跡、尾崎行雄
(ゴム印)、(到着印) 東京 34・11・22。

No. 14 明治 34 年 11 月 26 日

拝復 昨夜仙台より婦京貴書拜見仕候。議会切迫に付、
毎日十時頃までに本部え出張、其以前は大抵在宅致候。明
朝少閑を偷んで御訪問可致見込なれ共、或は意外の急用出
来して其意を果す能はざるやも凶り兼候。其場合に於ては
廿八朝を以て御枉駕被下候はゞ、幸甚に候。

十一月廿六日

森本様

行雄

〔封筒〕 表、下谷区谷中清水町一番、森本確也様、(消印)
局名・年・月読めず 27 日、(異筆で「明三七、一一、
二七」とあり)。裏、封、東京北品川東海寺跡、尾
崎行雄 (ゴム印)、(到着印) 東京 34・11・27。

森本確也宛尾崎行雄書簡紹介 (渡辺)

No. 15 明治 34 年 12 月 2 日

拝復 天春氏上京の節は充分協議可致候。永井氏には昨
日面会致候所、同氏は是非共調和の方法を講したき旨申居
候。老兄にも絶対的主張に出です、多少の余地を存し置か
れたく希望の至に御座候。又断然前に尚一応小生にも御協
議被下度候。模様によては白井其他の諸氏共予め熟議を遂
げたく存候。草々不尽

十二月二日

行雄

森本様

〔封筒〕 表、下谷区谷中清水町一番、森本確也様、(消印)
武蔵品川 34・12・2、(異筆で「明三四年一二月二
日」とあり)。裏、封、東京北品川東海寺跡、尾崎
行雄 (ゴム印)、(到着印) 東京 34・12・2。

No. 16 明治 34 年 12 月 16 日

拝復 御病勢其後如何。小生事党员取纏めの為め日夜奔
走、毎夜十二時頃ならでは帰宅致兼ねる始末にて、一戦相済
み候までは何としても寸暇無之候間、不悪御承引被下度
候。又新年端書(選挙人への分)も恐入候へ共、老兄御手
許に於て可然御取計相願度候。草々不尽

十六日

行雄

森本様

〔封筒〕 表、下谷区谷中清水町、森本確也様、(消印) 局名読めず34・12・16、(異筆で「明三四、一二、一六」とあり)。裏、封、東京北品川東海寺跡、尾崎行雄(ゴム印)、(到着印) 東京34・12・16。

No.17 明治34年12月17日

拝復 御病氣御軽快の由奉賀候。

小生は二十年間の政治生活に於て未曾有の辛勞と勉強を致し居候為め、乍思老兄の進退事件を迂延せしめ候段、不悪御諒察被下度候。今や政府と政友会とは共に危機一髪の間在り。其解決を見るは蓋し一二週間の内に在らん。老兄の進退も其間御猶予被下度候。將又之に関する御事由は凡て伏藏なく承りたる後、善後の計を講したく存候間、旁以て御猶予可被下候。草々不尽

十七夕

行雄

森本様

選挙費百五十円御立替被下候由奉謝候。都合付次第御返済

可仕候。

〔封筒〕

表、下谷、谷中、清水町、森本確也様、(消印) 年読めず武蔵品川12・18、(異筆で「明三四、一二、一七」とあり)。裏、封、東京北品川東海寺跡、尾崎行雄(ゴム印)、(到着印) 東京34・12・18。

No.18 明治35年2月3日

拝復 小生は毫も貴下の心事を誤解せずと信ず。小生が

新開氏をして天春栗原等に「貴下が無理難題を申募る旨」を吹聴せしむると云ふに至ては伝聞の誤りにて、小生は貴下の希望を貫徹するの手段にも成ん乎と存じ、首として右二氏に協議を依頼したるなり。小生が永井、天春、栗原等に協議するは貴下の希望なりしと記憶す。伝聞は誤謬を生じ易し。百事御面談可致候。

二月三日

行雄

森本様

〔封筒〕 表、下谷区谷中清水町、森本確也様、(異筆で「明三五、二、三」とあり)。裏、封、東京北品川東海寺跡、尾崎行雄(ゴム印)、(到着印) 東京35・3・2。

No.19 明治(35)年8月17日

拜啓 先般来は非常の御尽力に預り候段、感謝の至に御座候。公同派は投票の前夜磯部にて凡そ百票を栗原側に引付けたりと申居候。如何なる手續にて、どの村々を攻めたるにや。将来の参考ともなるへき儀に付、確實なる事迹御取調置被下度候。

○前地受持の方面も悉く竹原の有となれるが如し。是亦御取調の上御一報相願度候。

選挙後は拜顔御礼可申述の所、急用出来のため俄に帰東致候。身体も痛く疲労致候間、当月中は表書の地にて静養の見込に御座候。草々不尽

八月十七日

森本様

行雄

No.20 明治(24)年1月1日

新年の御慶目出度申納候。昨年中は非常の御配慮を辱ふし鳴謝の至に御座候。尚本年も不相変御高情に預度、今より懇請仕候。

小生儀疲軀休養のため過日来当地に滞留致居候へ共、来る五六日頃には帰京の筈に有之候間、何卒議會傍聴旁御出

森本確也宛尾崎行雄書簡紹介(渡辺)

京被下度候。時事多難官民勝敗の分る、は今後兩三月の間に在り。上国の形勢充分御視察被下度候。乍末筆御地方にて小生知己の方々へ宜しく御伝声を乞ふ。草々不尽

一月一日

森本老兄

函根湯本福住楼にて 行雄

No.21 明治(27)年3月25日 森本確也・白井清栄門宛

拜啓 昨夕無事着京致候所、御休神可被下候。

静岡県に立寄候所、同県は非常の好景氣にて選挙人の過半を入党せしめたる区も有之候由、吾区にても無論此く致したく存候。県会役員の選挙に際しては充分御運動相願度候。京地も極て無人にて未た何事も運ひ居らず。内閣の紛雜は想像よりも太たしきか如し。元勳連中の寿命も最早半年位にて尽くべき乎。此際は地方運動の方大切なるへし。小生も又々他出せねはならぬかと存候。奈良辺へ。

別紙入党者人名は未だ証書を送付せざる分に付、至急御送付相願度候。引田氏は如何致候乎、痛心罷在候。乍憚同志諸君へ宜しく御致声被下度候。

三月廿五夕

行雄

森本老兄

白井老兄

三月廿九夕

行雄

No.22 明治(27)年3月29日

乍憚尊大人へ宜しく御致声相願度候。

拜啓 南牟婁党員連署の書面只今披見、引田長輔不始末

の詳状始て承知致し実以て驚人申候。同人儀は小生多年世

No.23 明治(35)年4月3日

拜啓 無事御着郷の御事と存候。

話致せる人物なるが、是れまで曾て不都合の挙動なかりしに、突然斯く不埒千万なる振舞を為せるは或は発狂せるには非ざる乎と存候。正氣にして尚ほ之を為せりとせば直ちに絶交するの外なく候へ共、兔に角既往に対して小生素より責任を免る、能はず。然るに土地懸隔致候のみならず目

万一犬養山田に赴き名分論を以て進歩党員を勧誘し、御同様に反対せしむるか如きもあらば(多分なしとは思へど)、

一、之を拒むの口実に窮すべく

二、強て之を拒めば犬養の面子をつぶすべく

三、枉て之に従へば御同様の立場を破壊すべし

故に至急重立たる党員丈(白井氏始め)にても、此際

にも恐縮ながら御協議の上、何とか御処分被下度懇請仕候。引田に対しては秋毫も斟酌するを要せされど、喜多屋

脱党せしむる様御取計被下度候。犬養をしてたとへ御地え

主人と南郡の党勢とには損失を懸けぬ様致す事必要と存候。引田をば一日も早く県外へ放逐する事必要なるべし。

赴くも勧誘の口を開くの余地なからしむるは双方に取て便

帰京したりとて小生を見るの顔色なかるべく、小生も亦之

立たる者を脱党せしむるに在りと存候。右心付候ま、申上

を見ぬ覚悟に御座候。余り意外の事にて幾と計の出る所を

候間、御同意ならば至急御協議被下度候。白井君へも右の

知らず。不取計右御心慮を煩はしたく一書拝呈仕候。草々

趣申進置候。草々不

四月三夕

森本様

行雄

四月九日

行雄

No.24 明治(27)年4月9日 白井清栄門・伊藤丈吉・尾崎二呉・森本確也・船越揖吾・辻村彌八・浅沼直・山羽九郎兵衛宛

羽九郎兵衛宛

拝啓 韓客金玉均氏意外の最後を遂けたるに付ては、義士仁人の援助を得て屍上の恥辱を防ぎやりたく存候間、御地有志者中彼が志業を憐む者より多少の義捐金御募被下度懇望仕候。金額は多き事を要せず、成るべくは人員の多き方帝国に義人多き事を清韓に示すの便益あり。一人にて十円出す者よりは、百人にて十円出す者こそ望ましく存候。本月十四五日頃は奈良に入り芳野の花を見る見込に御座候。御来会被下候は、月瀬の残夢を継ぐ事を得べし。一大快事と存候。況や花と共に多数の同志を得るの望あるに於てをや。

奈良町東浄土 今村勤三氏

方へ御問合あらば小生の居所は分明可致候。

引田の後始末に付ては非常の御迷惑相掛候事と存候。右は如何相成候乎。小生去る二日東京出発にて当県各地を遊説致居候ため、未た貴書に接せず痛心罷在候。草々不尽

森本確也宛尾崎行雄書簡紹介(渡辺)

白井老兄

伊藤老兄

尾崎老兄

森本老兄

船越老兄

辻村老兄

浅沼老兄

山羽老兄

(朱筆) 書簡末端付近にあり

四月十四日夜閲、玉均事件も跡の祭りと相成たり。

No.25 明治()年8月25日

拝啓 時下残暑尚ほ難去候処、頃は如何御起居被遊御座候歟。折角御第に申上候。

其後承り候処に拠れば先般御上京相成候由に御面晤得さりしは実に遺憾の至りに御座候。然かし小生尚ほ山田滞在中に相考へ候。借て爾来諸新聞紙上にて御觀察の如く政治社会の狂熱益々貫度を高め、随て種々の愚論湧出致し候。敵進んで揆乱反正の局に当り候処、非常の繁劇を加へ

夫れか為め甚た御無咎仕候。貴幸に御高容被成下度候。然かし狂熱も最早下降に候得は、世論の帰一も遠からざる中に可有之と相考へ候。何れ其中詳報可仕存候得共、御無沙汰御侘以旁如此御座候。草々頓首

八月廿五日

尾崎行雄

森本確也様

No.26 明治（ ）年10月2日 森本確也・白井清栄門宛

拜啓 小生の帰県に付ては御意見を徴し置候所、今に何等の御返辞なき為め如何致候て宜しきや当惑致候。各県の選挙は幾と自由党と互角の勢なり、此際小生帰県せば自由党は全力を三重県に傾注し、平穩なる吾県を変して当年の関ヶ原と為すに至るべし。之に対して必勝を期するの競争を試むるを得へくんは小生は喜んで帰県可致候へ共、本部にては其覚悟を定むる能はず。地方にても恐くは全力を此選挙に傾注するの決心を為す能はざるべしと存じ、小生は寧ろ此際帰県せずして競争を地方限りに止むるを可と信ず。

一昨日森川和波両君連名にて黨員たるの待遇を廃止し呉れよと我党本部に申込たる由。其意味を解し兼候へ共、是

と同時に通信社をして脱党云々を各新聞社に通信せしめたる手際を見れば帝国党の奸計には非ざるかと疑はれ候。兩君に於て不名誉なる挙動あるべしとも不存候へ共、万一佞吏の奸計に陥るか如き事ありては県下同志者全体の恥辱に付、至急実況御探聞の上善後策御施し被下度候。模様に依ては本部より何人をか微行せしめ、兩君の再考を求めても宜しく候。草々不尽

十月二日

行雄

森本様

白井様

No.27 明治（ ）年10月8日

拜啓 昨夜は失礼仕候。桑名病院長欠員の由にて大分県人医学士（医科大学助手）阿部貞夫氏なる者推薦方を依頼し来候所、小生は同病院の世話人を知らず若し御承知ならば至急御申込相願はれまじく候乎。右阿部氏は大分県新代議士木下謙次郎氏の親友にて至極確實の人物に御座候。先は右御依頼申上度。草々不尽

十月八日

行雄

森本様

No.28 明治（ ）年（ ）月1日

拝啓 一寸御相談致度儀有之候間、明二日四時までの内に本部へ御枉駕相願はれまじく候乎。小生は早朝より出張四時頃まで在部可致候。

一夕

行雄

森本老兄

〔封筒〕表、^{〔破れ〕}□□平河町四ノ三、三橋方、森本確也様。裏、

東京北品川東海寺跡、尾崎行雄（ゴム印）。

No.29 明治（ ）年（ ）月3日 白井清栄門・森本確也

宛

拝啓 先般は非常の御尽力にて万事隆盛を極め隈伯も大に喜び居候間、同志諸君へ可然御致声被下度候。中央の政況頗る面白し或は局面を一変して風雲を椿起すを得へしと存候。形勢粗ほ分明に至らば重ねて御報道可仕候。先は御礼旁。草々不尽

三夕

行雄

白井兄
森本兄

No.30 明治（ ）年（ ）月3日

御懇書拝見。御掛念の段至極御尤なる次第と存候。就ては前以て愚見も一応申上置度存候。尚其内に一時間ほどの閑談機会御与へ被下度候。

三日

行雄

森本老兄

今日は実に我党の安危盛衰の岐る、所と存候間、御互に充分熟議講究致度候。

No.31 明治（ ）年（ ）月4日

拝復 昨夜静岡県より帰宅の上二通の貴書拝見仕候。県会選挙の儀に付、殷々の御配慮奉謝候。白井氏よりは多人数の遊説を求め来候へ共、此際は大石及小生丈けの帰県すら甚た困難の事にて、多人数出張は到底六ツケシク候。止むなくんば小生のみ帰県にても宜しく候乎。又県会の選挙は頗る困難に有之候乎。県下各地の事情に精通せる老兄の在るあり。小生等の帰県は別に選挙に利する所なからん

かと存候。形勢尚御一報を煩したく候。

神宮費の事は至急調査局員の協議を求むべく候。草々不
 尽

四日

行雄

白井老兄

尚ほ別に危急の事情あらば此状着次第御電報を乞。

No.33 明治(31)年(4)月7日 森本確也・白井清栄門

宛

森本兄
 No.32 明治(27)年()月4日 森本確也・白井清栄門
 宛

拜啓 只今返電差上候通り三四日中には大体粗ぼ決定可
 致候間、見据付次第直ちに出発可仕候。三ヶ月以内北京を
 衝かされば白河水結して水運の道絶へん。今回の事は実に
 安危存亡の関する所なるに廟儀毫も一定せず、朝鮮などに
 て小ぜり合を致居る始末実に慨嘆の至に御座候。

選挙の事も関心至極に候へ共、大局の形勢も亦座視する
 能はず○何卒運動に御着手被下度候。小生も後れ馳せに充
 分奔走可仕候。敵の候補者は何人なるや知れ次第御急報相
 願度候。草々不尽

四日

行雄

森本老兄

宛

拜啓 本日大石氏に面会致候所、同氏は病氣の爲め演説
 及懇親会等へ臨み兼候に付、代理人(加藤政之助若くは望
 月小太郎)を差出度旨申居候。右にて御承引被下候は、
 小生右二氏の内一人と同行可致候。若し是非共大石氏の帰
 県を必要とする次第に候は、直接に同氏へ御照会被下度
 候。小生は十五日中に帰県可致候間、演説若くは懇親会御
 開きの御都合ならば、必ず十五夕若くは十六日に御開き被
 下度候。此際は一日も空しく費し候事は困却の至に御座
 候。又滞在は一週間の都合にて万事御準備相願度候。甚た
 我侪なる申分なれ共、内外極て多事の折柄なれば、右不悲
 御諒承可被下候。草々不尽

七夕

行雄

森本兄

白井兄

No. 34 明治（ ）年（ ）月9日

拜復 只今山羽君来談中にて別に何人も来客無之候間、御来遊被下ては如何。夜分に至り手すきにも相成候はゞ、当方より罷出候ても宜しく候。右貴答まで。草々不尽

九日

行雄

森本様

〔封筒〕表、森本確也様。裏、封、東京北品川東海寺跡（抹消）、尾崎行雄（印刷）。

No. 35 明治（27）年（3）月10日

拜啓 只今喜多君参られ一部の有力者共打合の上、明十一日二時より東外城田村大字蚊野に於て祝宴相催候事に決定せる由。右は既に準備に着手せるのみならず県会議員の選挙前の方得策に付、延期難致由に御座候。就ては甚だ乍御迷惑若し御繰合相付候はゞ、明日二時まで同所へ御来会被下間布乎。若し御都合相付兼候はゞ、小生代理を兼ねて来会者へ善き様に挨拶致置可申候。余り唐突の儀なれ共、右以特使御都合伺申上候。不尽

十日午十二時二十分

行雄

森本確也宛尾崎行雄書簡紹介（渡辺）

森本老兄

別紙到着に付、御回送仕候。又引田より只今電報有之。海上静穏の日を待居る由申来候。海波狂悪の事と存候。

No. 36 明治（ ）年（ ）月12日

十夕発の貴書拜見致候。今朝の拙書にて廿日大会後直ちに牟婁巡回に出発可致旨申上候所、午後に至り二三方より意外の要務出来し廿日会の後直ちに帰京を必要とする模様有之候間、牟婁郡の準備は暫く御見合被下度候。但し出来る限りは巡回可致候へ共、或は万不得止して之を中止するに至らんかとも存候。大石と不同伴の事承知仕候。不尽

十二夕

行雄

森本老兄

No. 37 明治（ ）年（ ）月18日

拜啓 来月一日より帰県すべき旨白井氏よりも電報及書面有之候。然るに県会議員の選挙は八九日頃なる可れば、選挙の為には小生の帰県は別に効能なかるべし。又競争後疲労の日に際して報告会を開くも人氣悪しかるべし。夫れ共他に何か必要の理由有之候乎。差したる必要なくば此際

帰県は見合せたく存候間、委細の状況及御予定の計画御一報相願度候。

○先般の御計画に依れば大挙遊説御希望の様子なりし。

斯る希望ある所え小生一人帰県するも如何の者にや。却て同志を失望せしむるの憂はなきや。右何分の御報相待申上候。草々不尽

十八日

森本様

行雄

No 38 明治（）年（）月21日

拝啓 先般来は非常の御配慮に預り奉謝候。別紙は茨木県貴族院議員の当選訴訟の理由書なるが、御一覽の上老兄より天春氏へ御回送、尚ほ賛成し呉れ候様御依頼被下度候。

廿一日

森本兄

行雄

No 39 明治（）年（）月22日

拝啓 昨日は失礼仕候。養生の為め運動に出掛候所、余

り雪中にて苦み過たるものと見へ昨夜来少しく発熱致候に付、本日は平臥撰養致度候。明日は多分全快本部へ出張可致候間、右不悪御承知被下度候。

二十二日

森本兄

行雄

No 40 明治（）年（）月23日

拝啓 只今富藤氏に面談中、御地の事情細かに聞取申候。成否は予言し難れど、衆望を空ふせざる様添力可仕候。伊賀の候補者未定の由、右は小生も早晚手を出す見込に候へ共、其以前に老兄より充分御配慮の上、都合よく取極め相願度候。何れ近日富藤氏も帰県可致候間、其後の京地の模様も御聞取被下度候。

地震も当地近傍は別状なし。早速の御見舞謹謝々々。

廿三日

森本老兄

行雄

伊賀の事は白井兄共御相談被下度候。

No 41 明治（）年（）月24日

拝啓 御病勢如何。切角御加養可被成候。

第二区に近藤御不承諾の上は三輪なり岩村茂なり又大石熊吉なり是非共候補者御立被下度候。熊吉も千円内外の運動費は支出の覚悟に御座候。又第一区に松本を立るの御計画あるやに伝承せり。果して勝算あれば京友よりも小生の多少の応援は出来可申候間、是亦自由党放逐の御計画相願度候。迎の序に大風呂布〔マ〕を広げぬ方得策と存候。大石正巳氏も万事承諾、来月初旬には顔見せに出張可致候間、老兄にも充分御尽力相願度候。

廿四夕

森本老兄

行雄

No.42 明治（）年（）月26日

拝啓 其後未だ御見舞にも罷出でず、欠礼御海容可被下候。御患部は既に御快方相成候乎。凡そ何日頃御帰郷の予定なるや。和波氏の後任に付ても種々異論有之候間、御全快次第拝晤を得たく候。先は御見舞旁右申上度。草々不尽

廿六日

森本兄

行雄

森本確也宛尾崎行雄書簡紹介（渡辺）

No.43 明治（）年（）月29日 森本確也・田口半四

郎・橋本清六宛

（破れ）

□も之有候間、若し此際鶴方波切の演説を見合せ、来る一日磯部演説後直ちに志摩を引揚る事に致すを得ば小生には頗に好都合に御座候。昨日拝顔の節森本兄より御話の趣も有之候に付、右自分に勝手よき事柄を申上げ一応高見御尋申上候。選挙後に鶴方波切へ出遊するは望む所に御座候。又は牟婁郡より引揚げたる後、選挙間際に至り改めて鶴方地方へ罷出候ても宜しく御座候。然し鶴方波切へ出張を必要とせば決して一兩日を惜むに非ず。依て無御遠慮高見至急御申越相願度候。草々不尽

廿九日

行雄

森本老兄

田口老兄

橋本老兄

No.44 明治（）年（）月29日 森本確也・田口半四

郎・橋本清六宛

拝啓 先般罷出候節は非常の御配慮に預り難有奉謝候。

来る二日より鶴方に出演可仕旨御約束致候所、日限切迫のため若し強て害なくば出張見合せたく存候。高見如何、至急御一報相願度候。尚ほ委細は三兄宛にて別書拝呈仕置候間、至急御一覽の上貴報を賜はられたく候。草々不尽

廿九日

行雄

田口老兄
橋本老兄
森本老兄

No.45 明治31年4月11日

拜啓 大石氏も遂に無理算断を致し、来る十五日一番汽車にて第四区に赴き日曜則ち十六日一日丈は同地にて費し直ちに帰京する事に決定致候。内外多事の今日に於て同氏の不在は一日と雖も太だ困却致候間、片時も早く帰京せしむる様御配意被下度候。

十一日

行雄

〔封筒〕 表、^{〔破れ〕}□□県志摩国鶴方村、森本確也様、(消印) 読めず、(到着印) 志摩鶴方31・4・22、(異筆で「明治三年四月十一日」とあり)。裏、東京牛込大久保

余丁町、尾崎行雄(印刷)。

No.46 明治()年()月()日 森本確也・尾崎行

雄間メモ

(森本発尾崎宛)

午後四時より寿鶴に於て会合可致様天春と打合せ候間、可成御操合せ該時刻に御来会被下度候。尚小生は只今より寿鶴へ参り候。待合可申候。

森本確也

尾崎行雄様

(尾崎発森本宛)

四時より五時の間に参会可致候。

行雄

No.47 明治()年10月22日 第一部・第二部好友会宛

拜啓 今回は帰途一寸立寄可申考案の所、京地に至急を要する事件出来致候に付、本夕出発にて東京まで直行可仕候間、右不悪御承知被下度候。尚ほ議会及び当地の模様は委曲森本兄より御聞取を乞ふ。草々不尽

十月廿二日

行雄

第一部好友会第二部好友会御中

〔封筒〕 表、第一部第二部好友会御中。裏、封、広島にて、尾崎行雄。

No.48 明治（ ）年（ ）月22日 松島廉作・森田勇次郎 宛

拝啓 本日は当選挙第一の要所たる田丸町に於て正午より演説会有之。其方へ出張致候間、両兄には是非共御来監相願度候。演説場は田丸町劇場に御座候。尚ほ白井君方にて委曲御聞取被下度候。

廿二日

行雄

松島兄

森田兄

〔封筒〕 表、松島廉作様、森田勇次郎様。裏、尾崎行雄。

〔付記〕 森本確也宛尾崎行雄書簡No.1〜48を紹介したが、このうちNo.1〜22（No.7を除く）が平成一五年度近代史学部三年ゼミのテキストとして使用された。よって、No.1〜22の翻刻は、実質的に紹介者「渡辺」ではなく、三年ゼミ生たちの成果である。その三年ゼミへ院生として

ティーチングアシストを行っていた紹介者であるが、専門は軍事史（兵役制度）であり、明治政治史ではない。門外漢の紹介者が翻刻・解説まで行い得たのは、平成一五年度三年ゼミ生の皆様、ティーチングアシストだった他の院生諸氏、そして指導教員である長井純市先生の存在なくしては考えられない。謹んで御礼を申し上げます。